茅ヶ崎市電子契約締結ガイド (事業者の皆様へ)



令和5年7月 茅ヶ崎市経営総務部契約検査課



1 電子契約の概要

(1) 電子契約とは

電子契約とは、書面への押印、郵送や対面で行っていた従来の「紙+押印」の物理的な契約書の作成をもっ て契約の成立・担保をするのではなく、クラウド型電子契約サービス上で電子技術を用いて、改ざんが不可能、 あるいは検知できる形での電子署名(本人確認証明)を付与した「契約書の電子データ」の作成をもって法的 に有効な契約書として成立させるものです。

<u>受注者は、インターネット環境と電子メールアドレスがあれば利用可能で、費用負担もありません。</u>

【使用する電子契約サービス】

電子印鑑GMDサイン(GMDグローバルサイン・ホールディングス株式会社)



(2) 電子契約のメリット

次のように、受注者、発注者双方にとって多くのメリットがあります。

- (1) 新型コロナウイルス感染症感染防止対策
- (2) 契約事務にかかる作業が不要(印刷、製本、郵送、押印等の作業が不要)
- (3) 契約締結までの時間短縮(郵送や訪問に係る時間が不要)
- (4) コスト削減(印紙代、紙代、コピー代、郵送代、封筒代が不要)

【紙の契約と電子契約の違い】

	紙の契約	電子契約
形式	紙の書面	電子データ(PDF)
押印	印鑑ョーサイン	電子署名
送付	送付・持参	インターネット
保管	書棚	サーバー
印紙	必要	不要
証拠力	あり	あり

電子契約の概要

(3)対象とする契約

建設工事請負契約、売買契約、委託契約、賃貸借契約、物品供給契約、製造請負契約等、法令等 で書面化義務のある契約等(下記対象外参照)を除く契約全般、協定書や覚書。

*受注者同意のもと原則電子契約で契約締結を行います。(受注者の事情により書面での契約も可能とします。) *4月から契約検査課発注の案件から開始し、7月までに全庁に拡大予定です。

【対象外】

・法令等で書面化義務のある契約※1

・契約期間が10年を超える契約。

・個人(個人事業主(開業届を税務署に提出している個人)を除く)との契約

【※1電子化に規制の残る契約文書(代表例)】

文書名	根拠法令	改正法施行予定
 ①不動産売買・交換の媒介契約書 ②不動産売買・賃貸借契約の重要事項説明書 ③不動産売買・交換・賃貸借契約成立後の契約等書面 ④定期借地契約書 ⑤定期建物賃貸借契約書 ⑥定期建物賃貸借の説明書面 ⑦取壊予定建物の賃貸借契約における取壊事由書面 	 ①~③宅建業法 ④~⑦借地借家法 	令和4年5月より電子 化可能
⑧特定商取引(訪問販売等)の契約等書面	特定商取引法	令和5年6月に改正予 定
⑨事業用定期借地契約	借地借家法	電子化の予定なし



2 契約締結の流れ

(1) 電子契約に利用する電子メールアドレスの申請

電子契約に係る申請書	
	「電子契約に係る申請書」の提出
茅ヶ崎市長 様	
	【提出方法】
所在地	〇 <u>落札後、決定事業者は(工事・コンサルの場合は事後</u>
* 5 7 14 4 4	審査書類提出時に)、発注担当課へ 電子メールにて提出
間労乂は名称	をお願いします。(紙入札の場合等、持参、郵送も可と
代表者名	します)
※受任者を置く場合は受任者についてご記入ください	〇既に発注担当課に対し、本申請書を提出済みであり、
	「利用メールアドレス」、「事務担当者」に変更がない
28 7 40 41 - 191	場合は提出不要です。
電子契約に関して、次の内容を申請します。	
茅ヶ崎市と電子契約サービスを利用して行う契約において、契約締結に利用するメールアド	【こ記人にあたって】
レスは、次のとおりとします。	〇 <u>契約締結に利用するメールアドレス、担当者名等</u> を記
	人してくたさい。
利用メールアドレス:	〇やむを侍り電士学約を9 ることが出来ない場合は、 群しませんにします 1 ね 一 理由す デジョン く おさい
<u>※われを掲げ載子却約をすることが出来たい場合は下記□にし印を入れてください</u>	話しませんにレ点を入れ、理田をこ記入くたさい。
□電子契約を承諾しません。この場合は、従来通りの紙での契約となります。差し支えなけれ	
ば理由をご記入ください。今後の参考とさせていただきます。)	
理由:	
【事務担当者】※必ずご記入ください。	
部署名:	
役職·氏名:	
 電話番号: メールアドレス(上記と異わる場合に記入): 	

(2)署名依頼メールが届きます

メール件名「茅ヶ崎市様より▲▲▲への署名依頼が届いています」

メール差出元「電子印鑑GMDサイン <noreply@gmosign.com>」



・受注者に、(1)で提出したメールアドレスに、契約書の確認依頼のメー ルが届きます。

・メールが届きましたら、URLより速やかに電子契約サービスにアクセスし、 契約書の内容を確認した上で、

<u>落札(決定)日から7日以内に署名をしてください</u>。※²

・円滑な契約締結のため、受注者に、当日中に契約書等の内容確認のため、
 必要事項を記載した契約書等一式をメール送付し、事前に確認をお願いする
 場合がございます。この際に、修正すべき事項等があれば申し出を願いします。



・茅ヶ崎市契約規則第24条に基づき、<u>落札(決</u> <u>定)日から7日以内に</u>署名をお願いします。 ・やむを得ず7日以内に署名することができない 場合は申し出てください。その場合遅延理由書の ご提出をお願いします。

アクセスコードについて

無関係な第三者による文書の閲覧を防止するためアクセスコード入力画面が表示されます。



署名者変更について

署名依頼を受け取った方が押印権限を持たない場合、 組織内のしかるべき押印権限者へ署名者を変更することができます。

罢久者設定	自分が署名する場合
	【自分で署名する】を選択します
著名を他の人に依頼する場合、転送先を入力してください。	2 【次へ】ボタンをクリックします
○ 他の人に依頼する	署名者を変更する場合
(8) 署名者名	
氏名	
後面 連絡先	2 氏名欄とメールアドレス欄に署名者となる方の情報を入力します
メールアドレス	3 【次へ】ボタンをクリックします
(三) 署名者へのコメント	※新たな署名用URLが発行され、入力したメールアドレス宛に改めて
	署名依頼メールが送信されます
	※署名完了メールは署名者にのみ届きます。
ご「封筒名:製品管理システム開発発注」を見る	文書の由身を確認したい場合
	入言の十分で唯成したい物ロ
※^	【●●(文書名)を見る】をクリックすると、文書の中身を確認できます。

(3) 文書を確認します



契約締結日について

物件供給契約書										
							契約	% (•••	号
物作供給の名称 0000										
品名	規格	规格					fi -	金額		
0000	内訳書のとおり			150			1,222,000		1,222,0	
契約 金額		億 千 百 ¥ 1						首 2	+	19 0
うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額		億	Ŧ	π ¥	+ 1	77 2	∓ 2	首 2	+	н 0
納入 期 限			令	和044	₣3月	25 E				
納入 場 所										
契約保証金	 □必要 □減免(全部 ■免除 	□必要 □凝先 (全部 ・ 一部) ■免除								
その他の事項										

上記の契約について、茅ヶ崎市契約規則(昭和47年茅ヶ崎市規則第15号。以下「規則」という。)及び、契約約款を 遵守し、次のとおり契約を締結する。



※3 契約締結日について 〇地方自治法第234条第5項に基づき、受注者、発注者双方 が電子署名を講じた日を契約締結日とします。 〇受注者が第一署名者、市が第二署名者となり、市が署名した日(双方合意日)を契約締結日として、市が入力します。 〇そのため契約書の署名依頼時、契約締結日は空欄になっています。

複数の文書がある場合、文書表示枠の上部のタブを クリックすることで文書を選択することが可能です

	● 業務委託契約書	0 281944
文書 1 (1/3) 🛛 🖉 🔊		
Ξ チェックリスト1 リストを押すと該当箇所へ移動します。	秘密保持契約書	
1 2 署名1 ○	株式会社 <u>ウンプル</u> (以下「甲」という。)と <u>つウォイ</u> 株式会社(以 「乙」という。)とは、相付登職に定める目的(以下「本目的」という。)のために、 用みたなくの用されていたった大都のの使用がつい、ごころしたりためたためのための。	
💷 ፹ テキストλカ1 💿	「中国には40-PHPウルードウインドロウオリロ目前の外部に共有に同じ。AFTやくおり本外の少な知道す。 第1条(統定情報)	
፱፻ ፻ テキストλカ2 ◎	1 本実験において: 保護管理したは、未実的運動目初時、本目的の方ので単立に これ相手が圧張っても一切的貨幣化かり(以下) 総理情報を提示した者を (現金) 事者), 秘密情報を受加した者を (受加当事者)という。) 現示当事者は、新	r 9 8
■ T テキスト入力3	1. (東京市地区、福田市市に油市でる市町によっての市田によったのでの日本市 市ちれる市地に、福田市市を設備にあるたちかに、南山には、南山の市に、山田市であった。 市場にかかわらず、受知当事がはに下かいでたかに成当する時間についた。 ために、市場部を開始に、利止時である場合によっの市でない。 3. 国际を受けたき、正式な細胞をすから助い、公用となった細胞 3. 国际を受けたき、正式な細胞をすから助い、公用となった細胞 3. 国际を受けたき、正式な細胞をすかかしていた。 3. 国际を受けたき、正式な細胞をすかかしていた。 3. 国际を受けたき、正式な細胞をすかかの見から見 3. 国际を受けたきに、「ない」の「おい」の「おい」の「おい」の「おい」の「おい」の「おい」の「おい」の「お	

(4)署名済文書のご案内が届きます

受注者、発注者双方の署名完了後、

署名済み契約書のPDFファイルのダウンロードURLがメールで届きます。

メール件名「電子署名完了のお知らせ」

メール差出元「電子印鑑GMDサイン<noreply@gmosign.com>」

メール配信日時より14日以内にURLより署名済み契約書PDFファイルをダウンロードし、ご保管ください。

このPDFファイルが従来の契約書の受注者控えとなりますので、大切に保管してください。

※GMOサインにアカウントを登録(無料)すると、GMOサインに保存された契約書等をいつでも確認できます(登録は任意です)。

署名完了後の文書の状態

取約 束 ●●● 号 数 作 供 就 む の 名 祭 ○○○○ 品名 現除 数量(甲位) 甲位 金額 ○○○○ 内訳書のとおり 1.1 1.222,000 1.222,000 1.222,000 異 約 金 額 日 日 Y 1 3 4 4 2 0 0 0 0 0 日 第 日 1 3 4 4 2 0 0 0 <th0< th=""> 0 <th1< th=""> <th1< th=""> <t< th=""><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th>1</th><th>物件</th><th>供給</th><th>契約</th><th>向書</th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></t<></th1<></th1<></th0<>						1	物件	供給	契約	向書										
軟件供給の名称 OOOO 広名 現時 軟量(単位) 単価 金額 OOOO 内駅書のとおり 1x 1.222,000 1.222,000 1.222,000 契約金額 資車 第 第 第 第 第 第 第 第 1 1.222,000 1.220,000 1.220,000 1.220,000 1.220,000 1.220,000 1.220,000 1.220,000 1.220,000 1.220,000 1.220,000 1.220,000 1.220,000 1.220,000 1.220,000 1.220,000 1.220,000 1.220,000 1.220,000 1.220,000 1.200,000 1.200,000													契約	98 (•••	号	I			
あ名 規格 数量(単位) 単価 金額 ○○○○ 内設書のとおり 1.1 1.222,000 1.222,000 1.222,000 契約 金額 第十日 7 百日 1 0 契約 金額 第十日 7 百日 1 1.222,000 うち取引に係る調算能 第十日 7 百日 1 1 2 0 0 うち取引に係る調算能 第十日 7 7 百日 1 1 2 2 0 0 うち取引に係る調算能 第十日 7 7 6 1 1 2 2 0 0 約 2 7 7 7 7 7 7 7 7 7 約 第 万 4 1 2 2 0 0 約 第 万 4 1 2 2 0 0 約 第 万 1 2 2 0 0 約 八 1 2 2 0 0 第 約 1 2 2 0 0 1 2 2 0 0 1 1 2	物	件供	給	0 A	新称	0000														
○○○○ 内影響のとおり 1.1 1.222,000 1.222,000 契約金額 第十日 7 7 日 円 支防変引に係る消費税 第 1 3 4 4 2 0 0 方防変引に係る消費税 第 1 1 3 4 4 2 0 0 方防変引に係る消費税 第 1 1 2 2 0 0 約 次 期 及 合和04年3月25日 6 4 4 2 0 0 約 次 期 及 合和04年3月25日 6 7 7 1 1 2 2 0 0 第 約 次 期 及 合和04年3月25日 6 2 7 7 7 1 1 2 2 0 0 7 7 7 7 7 1 1 2 2 0 0 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7			品名			\$	規格		3	(単)量)	位)	単位	fi		金額		t			〇印影
契約金額 第十日十万千日 1 3 4 4 2 0 0 うち取引に係る消費税 第 千日 1 3 4 4 2 0 0 約 金 第 千日 1 7 千日 十 円 0 0 うち取引に係る消費税 第 千日 十 7 千日 十 円 0 0 約 入 第 日 ○ ○ 0 0 0 約 入 第 元 △ ○ ○ 0 0 0 第 入 第 元 △ ○	000	00				内訳書のとお	9				1式	1,2	22,000		1,	222,000				イムス
うち取引に係る調費税 及び地方消費税の額 (*) *) *) *) *) *) *) 前 入 類 歴 合和04年3月25日 前 入 選 所 △△△原 第 入 選 所 △△△□原 夏 約 泉 距 金 □必要 □必要 □決除 この 然 の 事 項 上記の契約について、第→城市契約規則(昭和47年来→城市規則第13号, 以下「規則」という。)及び、契約約款を 書守し、次のとおり契約を継続する。 今4年2月1日 現注者 沖奈川県茅→城市茅→崎一丁目1番1号 予>城市	契	約		金	額			億	Ŧ ¥	百 1	+ 3	万 4	∓ 4	1 2	+	н 0				〇印影 でき、
前入東原 令和04年3月25日 前入湯原 △△△△藤 東約保距金 □必要 □必要 ■免除 ● その包の事項 上記の契約について、茅ヶ崎市契約規則(昭和47年来ヶ崎市規則第15号。以下(規則」という。)及び、契約約款を ■?し、次のとおり契約を締結する。 今4年2月1日 現注者 時奈川県来ヶ崎市来ヶ崎一丁目1番1号 米ヶ崎市 本ヶ崎市長 佐藤太 受注者 住所 特奈川県来ヶ崎市〇〇1-2-3 商号(名称) 株式会社ちがさき商事 たな	うち 及て	取引に び地方	領	る消 費 税	費税 の額			億	Ŧ	ਸ ¥	+ 1	万 2	∓ 2	首 2	+	н 0				〇電子 Acroba
前入場所 △△△△展 契約保証 □ 公要 その包の事項 □ ① 公要 上記の契約について、茅ヶ崎市契約規則(昭和47年茅ヶ崎市規則第15号。以下(規則」という。)及び、契約約款を 空い、次のとおり契約を継続する。 今4年2月1日 現注者 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号 第24者 神奈川県茅ヶ崎市〇〇1-2-3 商号(名称) 株式会社ちがさき商事 近く ● 生たにの、物市、 東注者 中奈川県茅ヶ崎市〇〇1-2-3 商号(名称) 株式会社ちがさき商事 たち ● 生たにの、物市、	納	Х		期	限				令	和044	F3月:	25日								ンの に たちわ
契約保証金 □ 公要 ■洗除 その他の事項 ■洗除 上記の契約について、茅ヶ崎市契約規則(昭和47年茅ヶ崎市規則第15号。以下(規則」という。)及び、契約約款を 書守し、次のとおり契約を締結する。 今4年2月1日 発注者 仲奈川県茅ヶ崎市芋ヶ崎一丁目1番1号 芳ヶ崎市 印影はありません(不可視署 受注者 住所 作用 株式会社ちがさき商事 54 ため ため (公本時は洗:時時 + 約	納	Х		8	所															だけま
その他の事項 上記の契約について、茅ヶ崎市契約規則(昭和47年茅ヶ崎市規則第15号。以下(規則」という。)及び、契約約款を 書守し、次のとおり契約を締結する。 今4年2月1日 発注者 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号 茅ヶ崎市 印影はありません(不可視署 受注者 住所 時夕(名称) 株式会社ちがさき商事 たち (本市はた) 非約 十月	與	約	保	1E	金	 □必要 □減免(■免除 	全部	• -#	\$)											12.7.0
上記の契約について、茅ヶ崎市契約規則(昭和47年茅ヶ崎市規則第15号。以下「規則」という。)及び、契約約款を 書守し、次のとお9契約を締結する。 今4年2月1日 発注者 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁日1番1号 茅ヶ崎市 茶ヶ崎市長 佐藤 光 受注者 住所 神奈川県茅ヶ崎市〇〇1-2-3 商号(名称) 株式会社ちがさき商事 た々 仕事に終め 割た 土衣	÷	の他	. 0	ひ 事	項															
フロエボ TTACH (株式 クローククローク) 日1 (1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	上記書中し	いの契約 へ 次の2 4年2月	につ (お) (1) (1)	oいて、 り契約: 日	茶ヶ崎 を締結・	市契約規則(第 行る。	(和474	₽ 养ヶ∥	e市規)	初第15	号。以 ¹	下现即	115643	,)及U	、契約	向歌を				
第7% F13家では 60 9 ま 12 70 (小 1) 102 福 第7% 第7% 第7% 作業 登注者 住所 神奈川県茅ヶ崎市〇〇1-2-3 商号(名称) 株式会社ちがさき商事 5.4 (小 市) 102 福		炮往来				件奈川県赤? 基266市	9 PR (111);	赤ケ町	-11	1日1	5					+ =		± ++ 7.	(7.7	11日 里夕、
受注者 住所 神奈川県茅ヶ崎市〇〇1-2-3 商号(名称) 株式会社ちがさき商事						茅ヶ崎市長			佐藤	*]-	/		/	 	4 W)	9 a	F E 70	(4.	功化有个力。
商号(名称) 株式会社ちがさき商事		受注着	ŕ			住所		神奈」	川県茅	ヶ崎市	001	-2-:	3							
五方 沙里斯纳尔 教徒 十姓						商号(名称)		株式分	会社ち	がさき酢	新事		4							
						氏名		代表	友締役	契約	太郎		J							

不可視署名について

〇印影はありませんが、「電子署名情報」、「タ イムスタンプ情報」が付与されています。 〇印影のある署名(可視署名)と同様に契約締結 でき、電子文書の証拠や安全性も確保できます。 〇電子契約が締結されているかどうかは、Adobe Acrobat Readerの電子署名パネルや、GMOサイ ンの「文書管理内」プレビュー、契約締結時に発 行される「電子契約締結証明書」からご確認いた だけます。(3 電子署名の確認方法参照)

3 電子署名の確認方法

電子署名の確認方法①

【ダウンロードしたPDF上で確認】

OAdobe Acrobat Readerの署名パネルで「電子署名情報」と「タイムスタンプ情報」を確認できます。

【署名パネル】署名パネルボタンを押すと表示されます。



電子署名の確認方法②

【GMOサインの「文書管理内」プレビューで確認】

OGMOサインの「文書管理」内の[プレビュー]表示時に署名者の情報が確認できます 〇ご利用には無料のアカウント登録が必要です。

Signing	
習名者情報	
And the second second	性士人
に承認しました	称ユュ 約を紹
署名者情報	第1条
に承認しま	第2条
U/L	る。
署名者の氏名やメールアドレス	入、1.甲
作業日時が記録されています	2. 機
	з. Г
	第3条
	第4条

業務委訂

株式会社○○○(以下甲という)と △△△株式会社 約を締結する。

第1条 甲は乙に対し、次条に定める業務を委請

第2条 本契約に基づく委託業務の範囲は次の る。

1.甲の運営する店舗「」の管理
 2.機器の点検メンテナンス

3.「」に係る販売促進業務

第3条 甲は乙に対し、委託料として月額

第4条 乙が業務の遂行のため、その他の費用

電子署名の確認方法③

【契約締結証明書で確認】

〇「電子契約締結証明書」は契約締結後市がメールで送付します。契約書と一緒に保管してください。
 〇プリントアウトした場合、当証明書を添付頂く事でPDFファイルを開く事なく情報確認が可能となります。
 〇<u>電子署名済みであることの対外的な証明としてもご利用いただけます。</u>
 〇契約締結した書類に関しては、左下に紐づけするIDが表示されます。

GMOサイ	r J	電子契約締結証明書				
文書名 管理番号 文書作成者 文書作成者メール:	経営委f 0000015 GMOグロ アドレス	任契約書_001 ; ローバルサイン・ホールディングス株式会社	₽ ₽ Ø ¢	署名済みで	ため、すべての署名が有効です。 工期は次のとおりとする。 着手 : 契約成立の日又は工事許可日から30日以内 完成 : 着手の日から 日以内 引渡し: 完成の日から 日以内 第3条(代金) 請負代金は金 円とし、乙は甲に対し次のように支払う。	(著名パネル
縮結証明書ID 操作日時 IPアドレス	7dfd 署名方法	11d5126db4c1699470984eec8b02 署名者結果	2		契約成立時 金 円 引渡しの日 金 円 第4条(注文者の負担) 建築に要する費用、材料、労力は甲が負担する。	
2020/07/31 20:09 (JST) 123. 234, 12. 34	実印タイプ	CX GMO 大修 0 GB0クラウド株式会社 0U ソリューション事業部 L 渋谷区 S 東京都 C JP		4	 へは、しの、エーニル・多足シャントができし。こく場合の工期や代金の変更に ついては別途合意書を作成するものとする。 契約期間内に予期することのできない法令の制定若しくは改廃又は経済事情の激変等 によって、追加の費用又は原材料費が変動した場合の費用は甲が負担するものとする。 ただし、乙が代金支払期日を遅延した事によって生じた価格変動分は乙が負担するものと します。 	
2020/07/31 20:09(JST) 111, 23, 45, 67	契約印タイプ gm	GNOクラウド株式会社 GMO 次郎 wo-jirou 和mocloud.com			第6条(危険負担) 天災その他自然的又は人為的な事象であって、発注者又は受注者のいずれにもその責めを 帰することのできない事由によって生じた損害は乙の負担とする。	
2020/07/31 20:09(JST) 10. 0. 200. 30	契約印タイプ	GMO 花子 09012345678		契約	おお話記明書10 と一致します d5126db4c1699470984eec6b02	

4 ご参考



以下のオペレーティングシステム、ウェブブラウザのご利用をおすすめします

Windows	Android
 Windows ID 以上 Chrome 最新版 Internet Explorer 最新版 Firefox 最新版 Edge (※Chromium版) 最新版 	 Android 8.D 以上 Chrome 最新版 ※Galaxyブラウザは対応外となります。
Macintosh	iPhone / iPad
 MacOS 10.15 以上 Safari 最新版 Chrome 最新版 	 iOSII以上 (iPhone8以降の端末) iPadOSI4以上 Safari 最新版 Chrome 最新版

システムのセキュリティ



ファイル暗号化

GMDサインではつつの契約データごとに暗号化して保 管しています。



通信の暗号化

通信を暗号化することで、盗み見や改ざんを防止して います。



Hardware Security Moduleによる署名鍵保管

電子契約に利用するお客さまの署名鍵は、Hardware Security Moduleの堅牢な環境で生成・保管しており、不正 利用を防いでいます。



セキュリティ診断

外部のセキュリティ専門業者によるセキュリティ診断 を行っています。



WAF (Web Application Firewall) 不正な攻撃からもシステムを保護しています。



データバックアップ 全ての契約データを日次でバックアップを取って います。



ISMS27001

2006年||月に|SMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の国際規格「ISO/IEC27001:2013」並びに「JIS 0 27001:2014」を取得しています。



印紙税法第2条は、課税対象となる「文書には、…印紙税を課する。」と規定しています。

この「文書」に電子契約が該当するかが問題となりますが

内閣総理大臣による答弁および国税庁への照会への回答において

電子文書には印紙税が課税されないと明言されています。

※内閣参質162第9号 平成17年3月15日

http://www.sangiin.go.jp/japanese/johol/kousei/syuisyo/162/touh/t162009.htm

「事務処理の機械化や電子商取引の進展等により、これまで専 ら文書により作成されてきたものが電磁的記録により作成され るいわゆるペーパーレス化が進展しつつあるが、文書課税であ るにおいては、電磁的記録により作成されたものについて課税 されない」 ※国税庁ウェブサイト 照会事項への回答

https://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/bunshokaito/inshi_sonota/081024/02.htm

「注文請書の現物の交付がなされない以上、たとえ注文請書を電 磁的記録に変換した媒体を電子メールで送信したとしても、ファ クシミリ通信により送信したものと同様に、課税文書を作成した ことにはならないから、印紙税の課税原因は発生しない」 国税関係書類の電磁的記録の保存については、同旧条の要件に従う必要があります。 結論、GMDサインは電子帳簿保存法に標準対応しております。

	電子帳簿保存法第10条の要件	GMOサインの対応状況
① 措置	認定タイムスタンプの押印 及び 記録保存者の情報を確 認できるようにすること(規則8条1項1号)又は 正当 な理由のない訂正・削除の防止に関する事務処理規程の 運用・備付(同2号)	日本データ通信協会の認定タイムスタンプの押印 認証事業者発行の電子証明書による電子署名による情報 確認
② 場所	国税に関する法律が定める「保存場所」(規則8条1項) ※電磁的記録が「保存場所」外のサーバーにある場合であっ ても、ディスプレイに出力できれば「保存場所」に保存され ているものと取り扱われます。	システムから電子契約をディスプレイに出力
③ 期間	国税に関する法律が定める「期間」(規則8条1項)	法人事業者の場合、7年間 (欠損金の繰越控除をする場合は最長で10年間)
④ 保存	1) <u>見読性の確保</u> (規則3条1項4号) 2) システム概要書類の備付(規則3条1項3号イ) 3) <u>検索機能</u> (規則3条1項5号)	 1) ディスプレイ上・書面上で出力が可能 2) サービスサイト上に掲載 3) 文書名、契約相手、期間、金額等により検索が可能

参考 (国税庁)電子帳簿保存法について https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/

5 困ったときは



お気軽にお問い合わせください



